

水戸市告示第182号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、水戸・勝田都市計画交通広場を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成30年9月10日

水戸市長 高橋 靖

記

- 1 都市計画の種類
交通広場（1号 内原駅南口交通広場）
- 2 都市計画を決定する土地の区域
1号 内原駅南口交通広場
決定する部分
水戸市 内原町字前方，字桧宮の各一部
- 3 縦覧場所
水戸市都市計画部都市計画課

水戸・勝田都市計画交通広場の決定

(水戸市決定)

平成 30 年度

水戸市

水戸・勝田都市計画交通広場の決定（水戸市決定）

都市計画交通広場を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	広 場 名			
1	内原駅南口 交通広場	水戸市内原町字前方	約3,800㎡	

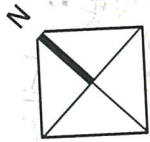
「区域は計画図表示のとおり」

理 由

内原地区の拠点機能及び交通結節機能の強化と地域住民の利便性の向上等を図るため、1号内原駅南口交通広場を決定するものである。

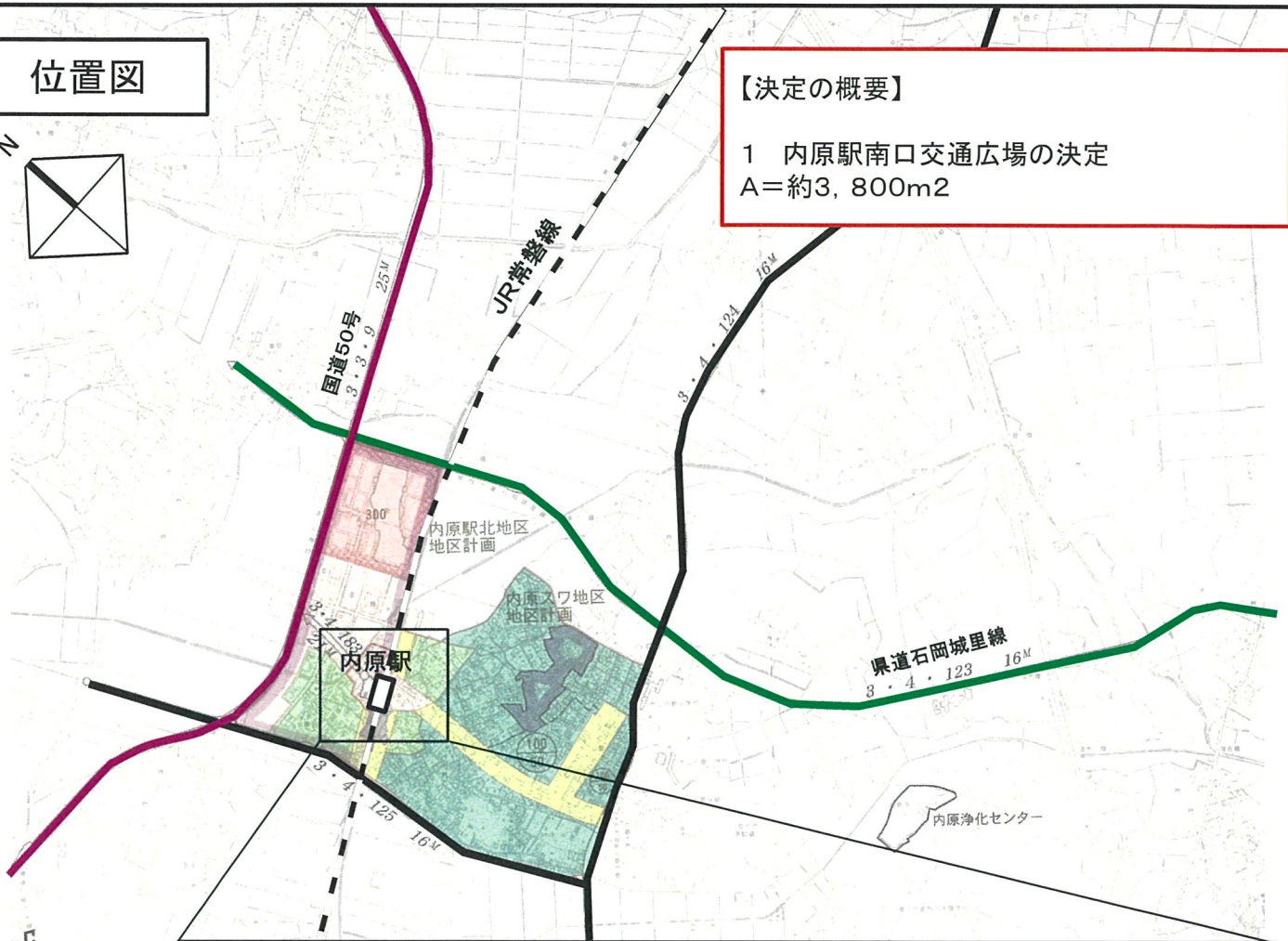
水戸・勝田都市計画 交通広場の決定(水戸市決定)

位置図

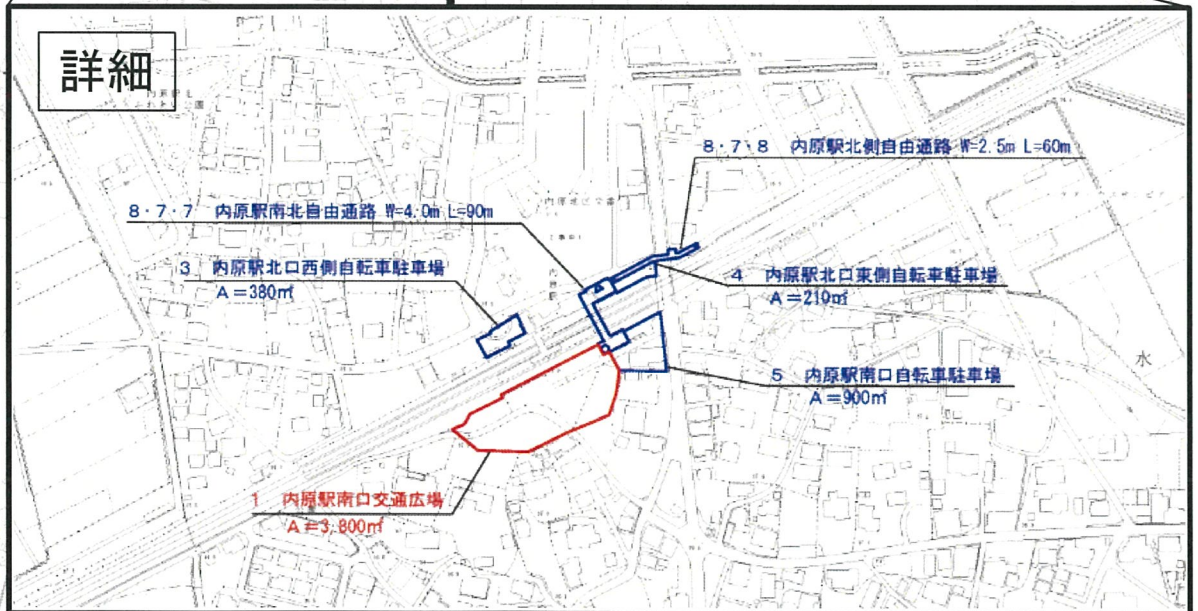


【決定の概要】

- 1 内原駅南口交通広場の決定
A=約3,800m²



詳細



【変更理由】

内原地区の拠点機能及び交通結節機能の強化と地域住民の利便性の向上等を図るため、本案のとおり都市計画交通広場を決定するものである。